

経営支援資金の概要

経営支援資金（一般枠・セーフティ枠・危機対応枠）

融資対象	<p>（一般枠） 次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種（県商工振興課HP又は県融資制度要綱を参照）を主たる事業とする方 （副）わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下「破産等の申立」という）を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業（以下「倒産企業」という）との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 （ア）倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権（以下「未収債権」という）を有する方 （イ）倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた者
	<p>（セーフティ枠） 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号※」までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方</p> <p>※ 第1号：連鎖倒産防止 第2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 第3号：突発的災害（事故等） 第4号：突発的災害（自然災害等） 第5号：業況の悪化している業種（全国的） 第6号：取引金融機関の破綻 第7号：取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 第8号：取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡</p>
	<p>（危機対応枠） 「中小企業信用保険法第2条第6項（大規模な経済危機、災害等により売上高が減少）」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方</p>

経営支援資金		一般枠	セーフティ枠		危機対応枠
資金使途		設備資金、運転資金			
融 条	融資限度額	8,000万円 ^副	8,000万円 ^副		8,000万円 ^副
	融資利率	年1.40%（注）以内	第1～4、6号 年1.20%以内	第5・7・8号 年1.40%以内	年1.20%以内
	保証料率	年0.45%～1.30% 【責任共有制度】	第1～4、6号 年0.60% 【責任共有制度対象外】	第5・7・8号 年0.50% 【責任共有制度】	年0.50% 【責任共有制度 対象外】
	融資期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内 （据置1年以内）	10年以内 （据置1年以内）		10年以内 （据置2年以内）
償還方法		均等分割償還			
保証人・担保		和歌山県信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による			
申込先		取扱金融機関			

（注）セーフティネット保証（経営安定関連特別保証）第1～4号及び第6号を利用する場合は、融資利率は表示より0.2%低い利率が上限となります
 ※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

和歌山県が指定した不況業種

通 番	産業分類番号			指定業種
	中	小	細	
1	06			総合工事業
2	07			職別工事業（設備工事業を除く。）
3	08			設備工事業
4	11			繊維工業
5	12			木材・木製品製造業（家具を除く。）
6		131		家具製造業
7		133		建具製造業
8	18			プラスチック製品製造業
9	20			なめし革・同製品・毛皮製造業
10			2251	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）
11			2445	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く。）
12		263		繊維機械製造業
13			3223	ボタン製造業
14		327		漆器製造業
15			3282	畳製造業
16			3284	ほうき・ブラシ製造業
17			5511	家具・建具卸売業
18		751		旅館、ホテル

※ 指定業種における産業分類番号は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による

申込必要書類

	経 営 支 援 資 金	
	一 般 枠	セーフティ枠 緊急支援枠
①借入申込書（別記第4号様式）	3 通	3 通
②下請中小企業証明書(別記第5号様式) (一般枠)	1	—
③売上高（売上高総利益）・未収債権状況 (別記第6号様式) (一般枠)	1	—
④売上高（売上高総利益）を証する書類 (一般枠)	1	—
⑤取引先の倒産日等が確認できる書類 (一般枠)	1	—
⑥未収債権額（売掛債権額、取引額等）を証する書類 (一般枠)	1	—
⑦罹災証明書の写し（市町村長発行） (一般枠)	1	—
⑦特定（特例）中小企業者認定書（市町村長発行） (セーフティ枠・危機対応枠)	—	1
⑧納税証明書（県税に未納がないこと） (3か月以内のもの)	1	1
⑨法人登記事項証明書(法人のみ) 住民票(本人記載のもの(本籍地不要) 個人のみ) (3か月以内のもの)	1	1
⑩印鑑証明書 (3か月以内のもの)	1	1
⑪事業の開始に際して主務官庁の許認可等を必要とする業種については、当該許認可証等の写し (有効期限内のもの)	1	1
その他、協会及び取扱金融機関が必要とする書類	1 式	1 式

和歌山県知事様
和歌山県信用保証協会理事長様
取扱金融機関の長様

住所
法人名又は
商号
代表者名
電話番号

印

和歌山県中小企業一般融資借入申込書

和歌山県中小企業融資制度に基づき、下記のとおり資金を借り入りたいので関係書類を添えて申し込みます。

記

資金の種類		経営支援資金		
		(1. 一般枠 2. セーフティ枠 3. 危機対応枠)		
借入 申込 金額	設備資金	円	融資利率	年 %
	運転資金	円	融資期間	年以内
	合計	円	償還方法 (据置期間)	割賦償還 (か月)
借入申込 金融機関	支店名			
仕事の内容 (業種)				
資金使途 (具体的に)				
備考				

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

所在地
 法人名又は
 商号
 代表者名

印

1 事業の概要

資本金	円	従業員数	人	創業年月日	年 月 日
主たる事業内容					
直近1年間の売上額(A)		万円 (年 月 ~ 年 月)			

2 親事業者の概要

(注) 親事業者が複数ある場合は、それぞれの親事業者ごとに記入してください。(別紙可。様式任意)

親事業者名					
所在地					
資本金	万円	従業員数	人		
業種					

3 親事業者との取引の概要

取引内容					
直近1年間の売上額(B)	万円 (年 月 ~ 年 月) <small>(注) 親事業者が複数ある場合は、当該複数親事業者との取引額の合計額を記入してください。また、期間は、(A)と同一の期間で記入してください。</small>				
親事業者への取引依存度(B/A×100)					%
親事業者の事業活動の変更内容及びその影響					

 上記の者は、本財団の登録下請企業であり、記載内容に間違いのないことを証明します。
 年 月 日

(公財) わかやま産業振興財団理事長 印

※証明後、証明内容に加筆、修正等があった場合は、本証明書は無効とします。
 ※前期決算書表（個人にあっては、確定申告書）の写しを添付してください。

売上高(売上高総利益)・未収債権状況

住 所
法人名又は
商 号
代表者名

印

1 売上高(売上高総利益)

最近3か月(注1)		前年・2年前・3年前	
	売上高(売上高総利益)		売上高(売上高総利益)
平成 年 月	千円	平成 年 月	千円
平成 年 月	千円	平成 年 月	千円
平成 年 月	千円	平成 年 月	千円
3か月計	千円	3か月計	千円
3か月平均(A)	千円	3か月平均(B)	千円
減少率 = $(1 - (A/B)) \times 100$		% (小数点第1位まで)	

(注1) 「最近3か月」欄には、売上額(売上高総利益額)の月集計のできている直近の連続した3か月を記入して下さい。ただし、比較対象とする月は、申込月を含み6か月以内の月とし、6か月を超える月を1か月でも含む場合は申込対象になりません。

売上高総利益 = 売上高(完成工事高) - 売上原価(完成工事原価)

(注2) 売上帳簿、仕入帳簿、確定申告書、月次試算表等、上記売上高(売上高総利益)を証する書類を添付してください。

2 未収債権

倒産企業名	
倒産理由	①(破産手続・民事再生手続・更生手続・整理・特別清算)開始の申立て ②銀行取引停止処分 ③その他()
倒産年月日	年 月 日 (倒産事由の発生日を記入してください。1年以上経過していると申込対象になりません。)
未収債権額	千円

(未収債権額が50万円に満たない場合は、以下も記入してください。)

最近1年間の倒産企業との取引額	千円(A)
上記期間中の全取引額	千円(B)
倒産企業との取引依存率(A/B)×100	%